



知教労ニュース

発行 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP: http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail: chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

出退勤時刻:労働時間の記録 知多地域内で労働条件に格差

労働時間の記録と勤務の割り振り変更記録簿

2月の状況を情報公開で入手

未だ整備運用していない11校 問われる校長の管理責任

大府市を除く4市5町で、出退勤時刻の記録が無い学校

104校中93校が実施

大府市を除く

知教労は先月、大府市を除く各市町教育委員会に対し、2月現在(市町によっては1月現在)の、小中学校における超過労働の実態を公開するよう求めました。2009年7月に県教委が市町村教委に降ろした「労安体制の整備を求めた通知」により、各職場で労働時間の記録が行われるようになってきている実態が明らかになりました。

※今回は大府市の情報入手が遅れたため、場での公表ができませんでした。引き続き実態を把握するよう努めていきます。

104校のうち、出退勤時刻の記録が保存されているのは96校で、知多市や武豊町、南知多町のように市町教委が校長会を指導して統一した方

式で行っているところは、実施率が高くなっていました。未だ実施されていない11校で、23年度から直ちに実施されることを求めていかなければなりません。

なぜこれが必要なのか 「指導」責任も事業者にある

ただし、「記録の様式」は存在するものの、手書きの表に書かれたものを教頭が綴じておくだけという形式的な学校や、入力を面倒がる教員の記録がなく、職場で2、3人しか記録をしていない学校などもあります。これらを含めれば、「適正な管理」を行っているところはごく限られるでしょう。

各自で記入する方式で記録を徹底するには、労働安全衛生法の内容を管理職、教職員に周知・教育する

出退勤時刻:労働時間の記録が存在しない学校

(大府市を除く4市5町 2011年2月:情報公開資料より)

- 【東海市】……名和小・渡内小・平洲小・大田小 横須賀小・加木屋小・加木屋南小・平洲中
- 【常滑市】……三和小・大野小・鬼北小
- 【東浦町】……卯ノ里小(退勤時刻のみ記録)

※その他にも、様式は整備しているが未記入の学校や、ただ手書きで記入するだけで、超過労働時間の集計など適正な管理がなされていない学校もあり。

日常の勤務の割り振り変更記録簿が存在しない学校

(大府市を除く4市5町 2011年2月:情報公開資料より)

- 【東海市】……名和小・明倫小・船島小・加木屋南小 名和中・上野中
- 【常滑市】……大野小・常滑西小・西浦北小・鬼崎中
- 【半田市】……成岩中 【東浦町】……東浦中
- 【美浜町】……奥田小・河和中

※ 割り振り項目が職員会や交通立哨のみで、他の限定4項目に該当する業務が割り振られていない学校もあり。

※ 上記のうち、大野小:渡辺卓久校長はH22年度知多地方校長会長であり、労働時間の記録も割り振り簿も未整備なのは問題だとして、3月8日(火)17:30~知教労役員が再申し入れを行った。席上、渡辺校長は、H23年度4月から、労働時間の記録と割り振り簿の両方を整備することを表明した。

必要があります。さらには、この方式での記録ができないと判断するならば、国が言うように、タイムカードやICタグなどの機器を用いて客観的なデータを取らなければなりません。

勤務の割振も法的に「当然」実施 県教委が県立学校に例示

県立学校に対して、県教委が直接指導した際の記録シートの「例示」には、「割振」という項目が明記されています。

知教労 第20回定期大会開催

労安体制の整備を求めて

去る3月26日、アイプラザ半田において、知教労第20回定期大会が開催されました。結成20年目の節目の活動をどのようにつくりあげていくか、新たな組合員を迎え、活発な討論が交わされました。出席した組合員からは、各現場での様々な問題点が提起されました。



・教員免許更新制の中央の動向はどのようになっているか。すべての教職員にとって共通の課題であり幅広く呼び掛ける運動をつくるべき。

・荒れた学級で悩んでいたが、平和教育を通して人権尊重について学びを重ねたところ落ち着いてきた。今後も、平和・人権を守る活動も重視したい。

・割り振り簿はあるが、学年会議が割り振り対象になっていない。法的にはどのように闘ったらよいか。

ています。超過した労働を割り振った場合はそこに書いていくようになっていきます。しかし、知多地区の小中学校では、未だ割り振り変更の記録簿がないところもあることがわかっています。きちんと記録や割り振りをしていた学校から、やっていない学校に異動した教員は、労働条件の悪化に驚くことでしょう。知教労は、市町教委、管理職による違法行為を許さず、働きやすい職場づくりを進めていきます。

活発な討論、方針を決定

・具体的労働軽減の例を集めて情宣しはどうか。同じ知多地域で近隣の学校がやれたならどこでもやれるはず。

そして、まったく新たな視点として、教職員の災害時の任務のあり方と責任範囲を明確にしておくべきではないか、という問題が提起されました。今回の東日本大震災とその後の原発からの避難生活では、多くの学校が避難所となり、教員が被災者への対応をしなければならぬ事態が起きています。そうした非常事態に直面したとき、私たちは的確に判断し行動できるだろうか。マニュアル作りにとどまらない対策を考えるべきだという声が出されました。20年目の活動をより充実させていくことを確認する大会となりました。



岩澤委員長より方針提案



「みんなの目」の記事の内容を考えた。デンマークの豊かな教育政策や人間らしい人々の暮らしを紹介しようと思っ

た▼ところがそれどころではない。巨大地震が起こった。すさまじい被害の状況。マグニチュード9.0。どうすることもできないけれども、一日中テレビの前から離れられない。すっかり津波にのまれてしまった町の映像を見て、これは我が身におこっていたかもしれないことだと心が震える。津波で押し流されていく家々や車などの情景を見て、泣き叫ぶ小学生の子どもたちの姿に胸がつぶれる▼この学校も避難所になっている。学校は地域にとって大切な場所であることが改めて感じられる。全国すべての学校の耐震工事が早急にされなくてはいけない。奇しくも、菅首相は「国民の命と財産を守るのが政治である」と話した。その通りのことを即実行してほしい▼今こそ大企業は備蓄していた富を災害のために使ってほしい。国民がいてこそその企業は、子どもたちに笑顔がもどるように、あらゆる手立てを尽くしてほしいと思

(H)

北から南から ～～ 支部だより ～～

去る2月20日、武豊の「ゆめたろうプラザ」という立派な町民会館で『ぞうれしゃがやってきた』という音楽会が行われました。5歳の子どもからお年寄りの方まで総勢200名を超す大合唱団です。9月から半年間練習を重ねて、歌い終わった瞬間の感激はひとしおでした。

この合唱曲は、戦争中、軍の命令で動物園の動物たちが殺されて行く中、名古屋の東山動物園だけが2頭の象を守ったという実話をもとにして作られたものです。この歌の中には、戦争がいかにも不条理なものか、平和を守ることや、人間や動物の命を慈しむ心を持ち続けることの大切さが「ぞう」とおして表現されています。

武豊で初めてこの「ぞうれっしゃ」の演奏会が行われたのは18年前になります。その後、美浜で1回、武豊で1回、そして今回で4回目を数えます。実は、歌がへたな私、4回全てに参加してきました。それは、平和を愛し命を大切にするという人間として当然あるべき心に感動するからです。

戦後も65年となり自衛隊の海外派遣も当然になっている今こそ、また地域の草の根の文化を創り上げていく意味からも、この曲の価値が輝いてくるのではないのでしょうか。私と一緒に歌った若い先生が、「先生になって、子ども達の一生懸命に歌っている姿を見ると涙が出ますね。」と言いました。まさにその通り、私たち教師は一生懸命生きる子どもたちを守るという大きな使命があるので



データで見る『教員の実態』⑫

『50人以上』

50人以上という数字は、何だと思われるでしょうか。学級の数ではもちろんありません。今回は、皆さんの毎日の生活に直接関わってくる数字です。

戦後GHQの指示により、公務員の団体交渉権、団体行動権(争議権)が剥奪された代償として作られたのが人事院です。警察などの公務員は団結権も剥奪されました。人事院の大きな仕事のひとつが、国家公務員の適正給与を決め、国会や内閣に勧告することです。

人事院は、同じような職種の民間企業の給与を参考にしています。昭和23(1948)年、第1回に427人から調査が始まりました。現在では人事院独自ではなく、多くの自治体とも協力しながら**454,619人**のデータを収集しています。

ちなみに、昭和38(1963)年までは今と同じ事業所規模50人以上でしたが、平成17(2005)年までは企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上でした。しかし、平成18(2006)年からは企業規模50人以上、事業所規模50人以上に変えられました。そのため、給与がダウンしたのは記憶に新しいところです。

愛知県では、人事委員会が人事院勧告をもとに独自に勧告を出しています。しかし、万博などで3年間、県の収入が減ったための特例条例が2年間(平成22年度だけで43歳で-19.7万円)とでこれまでに何度も勧告以上に削られています。

そろばんを使ってみよう

みなさんは、これまでに一度はそろばんを使ったことはあるでしょうか。それでは、授業で指導したことはあるでしょうか。現在の、小学校では、数学科の教育課程で、3年生と4年生で学習

します。また、数の合成や分解、繰り上がり下がりの習得のとてもよい教材ですので、特別支援学級でも積極的に使われています。

Q 年度替わりであるこの時期、いろいろな労働組合の大会が開かれています。大会を開催することや役員を選出することなどに関しては、法的なきまりがあるのでしょうか。

A 結論から述べますと、労働組合の大会や役員選出は、法律によって規定されています。

労働運動の柱となる法規の一つに、労働組合法という法律があることはご存知かと思います。この第5条に「労働組合の規約に含まなければならない規定」として

- ・総会は少なくとも毎年1回開催すること。
- ・単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること。

という項目があります。このように「必ず組合規約で文章化しなさい」という間接的な方法で大会の開催や役員の選出方法を義務づけています。これに基づいて、年度替わりのこの時期には、多くの組合で大会が開かれるのです。

これは、もちろん労働組合を民主的に運営していくためのもので、半強制的な動員のもとで形式的に開かれるのでは意味がありません。知教労では、年に一度の大会を組合員の声を集約した意志決定の場として、活発な討議と民主的な運営をしています。

